

【参考資料】 名古屋市建築基準法関係例規集(2006年度改訂版)の削除項目及びその理由

市頁	県頁	法	項目	県例規と相違する部分	削除理由
5	8	2	スポーツ練習場としての取扱い	市:ボーリング	県例規による(一部記載ないが問題なし)
6	8	2	観覧場としての取扱い	市:競輪場	県例規による(一部記載ないが問題なし)
8	9	2	宿泊施設を持つ研修所及び簡易宿泊所の用途の取扱い	なし	県例規に同じ
9	9	2	介護老人保健施設の取扱い	なし	県例規に同じ
13	12	2	居室(非居室)としての取扱い	市:(1)喫茶店の厨房、ブースタイプのキャッシュコーナー、(2) サウナ	県例規による((1)喫茶店の厨房は台所で読める、(2) はJ C B A「防火避難規定」P1による)
14	13	2	床としての取扱い	市:(3)小屋裏物置等	県例規に同じ((3)は小屋裏物置等の取扱いで整理されている)
15	85	2	屋外階段等の棟間延焼の中心線の取扱い	なし	県例規に同じ
16		2	延焼のおそれのある部分にあるカーテンウォールの防火戸の取扱い	なし	平成20年5月の技術的助言による
17	86	2	高さが著しく異なる建築物相互間における取扱い	なし	県例規に同じ
18	88	2	鉄骨造の耐火被覆	なし	県例規に同じ
19	89	2	耐火構造の屋根	なし	県例規に同じ
20	90	2	自動車車庫における外壁の開口部の取扱い	県:ただし書きあり	県例規による(追加記載あり)
21	91	2	準耐火建築物(イ準耐)等の屋根に設けるトップライトの取扱い	県:挿絵が追加されている。	県例規による(追加記載あり)
22	92	2	耐火構造の外壁を支持する部材の構造(口準耐1)	天井の矢印位置	県例規に同じ
23	93	2	準耐火建築物(口準耐2)における防火構造	なし	県例規に同じ
26		2	工事施工者と工事請負人の取扱い	なし	J C B A「基準総則」P30による
27	17	2	形態制限等の緩和その1(空地等の場合)	なし	県例規に同じ
28	18	2	形態制限等の緩和その2(道路・水路等の場合)	なし	県例規に同じ
29		3	収用事業に伴う用途上不適格建築物の改築	県は平成23年版で削除	法第86条の9で整理済
30	19	3	工事の着手	県:地盤改良を追加	県例規による(追加記載あり)
33	22	6	建築確認申請等(手数料)の取扱い	県 屋根のない屋外観覧場は、スタンドの面積を床面積として扱う。 ナイター照明塔は、用途上不可分の関係でも1基1件として扱う。	県例規による(追加記載あり)
34	24	18	独立行政法人等に対する法第18条の適用について(法第18条の独立行政法人等に対する適用)	市 国立病院機構、鉄道建設、道路公社	県例規による(一部記載ないが問題なし)
36		20	柱の防火被覆における規定の適用	なし	構造審査で対応可能
39	10, 11	27	ラック式倉庫(立体自動倉庫)としての取扱い	県に追加記載あり 第10その他 二 高さの基準を15mとしているのは、おおむね3階程度に相当するものを意味している。 四 第5第二号及び第三号(防火区画)は、防火区画のうちいわゆる壁穴区画と異種用途区画の考え方を採用したものである。	県例規による(追加記載あり)
41	119	27	荷さばき所、倉庫、工場等の車両寄りつき用庇の取扱い	なし	県例規に同じ
46	28	28	採光における二室(三室)を一室とみなす取扱い	なし	県例規に同じ
48	25	28	吹きさらし廊下等に面する開口部の採光上の取扱い	なし	県例規に同じ
49	120	28	サービスセンターにおける採光及び直通階段の規定の適用	2以上の直通階段の規定の適用の仕方が県の方が整理されている。	県例規による(追加記載あり)
51	97	30	共同住宅(長屋)の住戸の界壁の取扱い	なし	県例規に同じ
52	103	34	エレベーター機械室の取扱い	なし	県例規に同じ
53	115	34	昇降機(乗降ロビー)と階段(付室)の関係による取扱い	なし	県例規に同じ
54	99	34	面積区画(適用除外)等における防火戸等の取扱い	なし	県例規に同じ
55	104	35	屋外階段としての取扱い	なし	県例規に同じ
56		35	屋外階段の踊場と開放廊下部分の共用	平成23年版で削除	J C B A「防火避難規定」P51による
57	116	35	別棟区画等における「…床又は壁…」の取扱い	県(1)排煙設備の設置免除区画 令第126条の…、柱、はりの構造は問わないものとする。	県例規による(追加記載あり)
59		35	物販店舗の用途に供する部分の取扱い	なし	J C B A「防火避難規定」P46による
63	105	35	避難階段及び特別避難階段の設置免除の取扱い	なし	県例規に同じ
64	106	35	屋内避難階段の開口部の取扱い	なし	県例規に同じ
68	109	35	物販店舗における避難階段等の幅の取扱い	なし	県例規に同じ
69	107	35	バルコニー等の手すりの取扱い	なし	県例規に同じ

市頁	県頁	法	項目	県例規と相違する部分	削除理由
71	111	35	排煙設備による別棟区画の取扱い	なし	県例規に同じ
72	113	35	非常用照明装置の設置免除の取扱い	なし	県例規に同じ
73	114	35	専用住宅に設ける代替出入口の特例	なし	県例規に同じ
74	110	35	屋外出口からの敷地内通路の取扱い	なし	県例規に同じ
78	95	35の3	無窓居室の区画の規定の適用	なし	県例規に同じ
79	108	36	階段に設けられる壁手すりの取扱い	県 壁手摺上部に握り棒を手すりを設置すべき 市 設けることがのぞましい	県例規による(追加記載あり)
80	100	36	階段等のたて穴区画の規定の適用	なし	県例規に同じ
81	101	36	異種用途区画の規定の適用	なし	県例規に同じ
82	102	36	常時閉鎖(開放)式防火戸の取扱い	なし	県例規に同じ
83	29	40	接道長さ等のとり方	なし	県例規に同じ
85	30	40	路地状部分の長さとの関係	なし	県例規に同じ
87	32	40	自動車車庫等の敷地の出入口	(2) 県条例に無い記載内容がある。 なお、停留場としての区域という判断から半径10m以内の部分に対向の道路境界線にとどかない場合は、敷地の自動車の出入口をその道路境界線に設けることができるものとする。	県例規による(一部記載ないが問題なし)
88	31	40	大規模自動車車庫(500㎡以上)としての取扱い	県例規に追加記載あり。 一団地内等に数棟の自動車車庫があり、床面積の合計が500㎡以上であっても、個々の自動車車庫が500㎡未満であれば、同条の適用はないものとする。ただし、その敷地内で自動車車庫間を移動できる形態のものは除くものとする。(注)駐車場法の路外駐車場に該当する場合は、ただし書の適用はしない。	県例規による(追加記載あり)
90	127	42	4m未満の道路における道路後退の取扱い	なし	県例規に同じ
92	131	48	土地区画整理事業による換地先の土地への移転	県に追加記載あり。 改築...従前の建築物と用途、規模が著しく異なるもの。	県例規による(追加記載あり)
94	154 142	48	住宅団地内の集会場の取扱い	なお、町内会等一定の地区の住民を対象とし、社会教育的な活動あるいは自治活動の目的の用に供するために設ける公民館、集会所等については、法別表第2(イ)項第四号に規定する「学校(大学...を除く。)図書館その他これらに類するもの」に該当し、本市においてはコミュニティセンターがこれに該当する。	県例規による(追加記載あり) J C B A 基準総則 P 110に記載あり
95	155	48	住宅、神社、寺院の附属建築物	なし	県例規に同じ
96	154	48	第一種低層住居専用地域内における兼用住宅	なし	県例規に同じ
98	132	48	クリーニング店の用途規制	なし	県例規に同じ
100	134	48	理髪店等に該当する(該当しない)用途の建築物	県にある: 葬儀屋 市にしかないものがある。	県例規による(一部記載ないが問題なし) 市の コインランドリー 新聞販売店は、県例規の他の項で解釈可能
101	135	48	洋服店等に該当する用途の建築物	県 コインランドリー 新聞販売所	県例規による(追加記載あり)
102	137	48	食品製造業(食品加工業)に該当する用途の建築物	県 製茶業	県例規による(追加記載あり)
103	146	48	百貨店及びスーパーマーケットの用途規制	なし	県例規に同じ
104	138	48	学習塾、華道教室等に該当する用途の建築物	県 音楽教室 武道塾 縫製・手芸・編物	県例規による(追加記載あり)
105	136	48	食堂、喫茶店に該当しない用途の建築物	なし	県例規に同じ
106	139	48	ガソリンスタンドの用途規制	なし	県例規に同じ
107	140	48	保健所、消防署等の用途規制	県(4)第一種中高層住居専用地域における浄水場その他水道施設に係る建築物については、公益上必要な建築物として令第130条の5の4第一号に規定する「税務署、警察署、保健所、消防署その他これに類するもの」に該当する。	県例規による(追加記載あり)
108	148	48	機械式駐車設備における階数の用途規制	なし	県例規に同じ
109	147	48	自動車車庫の用途規制	なし	県例規に同じ
112	144	48	工場に該当する(該当しない)用途の建築物	なし	県例規に同じ
113	149	48	運動施設の用途規制	県 (4)ダイビング教室は法別表第2(ニ)項第三号の水泳場に該当する。	県例規による(追加記載あり)
114	141	48	マージャン屋、ばちんこ屋等に類するものの取扱い	県 モーターボート競争法施行規則第1条第2項に規定する場外発売場。	県例規による(追加記載あり)
115	145	48	歯科技工所の取扱い	県 法別表第2(ト)項第二号に規定する工場に該当し、	県例規による(追加記載あり)
117	160	48	工業系地域内における建築物の用途規制	なし	県例規に同じ
118	152	48	液化ガスの詰替え作業の取扱い	なし	県例規に同じ
119	152	48	危険物の貯蔵に関する用途規制	なし	県例規に同じ

市頁	県頁	法	項目	県例規と相違する部分	削除理由
120	150	48	社会福祉施設の用途規制その1	学童保育所の取り扱いが違 県 情緒障害児短期治療施設、児童家庭支援センター	県例規による(追加記載あり) 関係法令の改正に伴って名称変更があり、県例規による。
121	151	48	社会福祉施設の用途規制その2	県 障害者自立支援法	県例規による(追加記載あり) 関係法令の改正に伴って名称変更があり、県例規による。
122	153	48	農家(住宅)に附属するサイロの取扱い	なし	県例規に同じ
123	166	52	容積率の算定における前面道路の幅員の取扱い	多少図が違	県例規による(追加記載あり)
126		53	耐火建築物による建ぺい率の緩和の適用	なし	法改正で不要、現行法で解釈可能
135	175 2	56の2	日影による制限を受ける建築物の高さ及び平均地盤面	なし	県例規に同じ
136	121	61	機械製作工場等の構造制限の取扱い	なし	県例規に同じ
138	94	62	木造3階の建築物における外壁の開口部の取扱い	なし	県例規に同じ
140	34	85	工事用仮設建築物としての取扱い	県 距離等	県例規による(追加記載あり)
141		85	仮設建築物としての取扱い	県 追加記載あり	県例規による(追加記載あり)
148	228	92	外壁面が垂直でない建築物における建築面積の取扱い	県は平成23年版で削除	J C B Aの「集団規定の適用事例」P43による
149	40	92	各種の庇等における建築面積の取扱い	市の は県に無い。	県例規による(一部記載ないが問題なし)
150	41	92	開放性の高い建築物の建築面積の取扱い	なし	県例規に同じ
151	47~ 51	92	吹きさらし廊下等の床面積の算定方法の取扱い	市例規 や の部分は県に記載がない。	県例規による(一部記載ないが問題なし)
154	53	92	屋外階段の床面積算定における周長のとり方	なし	県例規に同じ
155	42~ 46,54, 57,60	92	ピロティ、渡り廊下、出窓等の床面積の算定方法	市 (1) 駐車スペース、駐輪場その他屋内的用途に使用されるおそれのないこと。 (2)ただし、主要なエントランスへのアプローチに限る。 (4) 自転車の部分を除くアプローチ部分は寄り付き型ポーチと同様の扱いとする。 (6)屋外避難階段からの敷地内通路と車路が兼用されている場合 車路と敷地内通路が兼用されていても、車路としての利用があるため駐車場部分として扱う。	県例規による(一部記載ないが問題なし) 市の(6)は市頁P76削除により削除
159	58	92	自動車車庫の床面積の取扱い	なし	県例規に同じ
160	68,69	92	小屋裏物置等の取扱い	県 階の中間に設ける小屋裏物置等については、当該部分の直下の天井高さが2.1m以上であること。 (2)bc dg 【解説】	県例規による(追加記載あり)
162	66	92	受水槽等の設置部分の床面積及び階数の取扱い	市 (2) 下図のような最下階の下部に受水槽及びポンプ室を設けた場合についても、受水槽への出入りは最下階よりタラップ等で行い、ポンプ室が当該建築物の建築面積の1/8以下であれば、受水槽部分は床面積に算入しない。 (3) 最下階の下部に地下ピットによる受水槽の室内に、オーバーフロー等の排水くみ上げ用ポンプが併設された場合又は受水槽内に給水若しくは揚水用の水中ポンプがある場合についても、受水槽の周囲の幅が0.6~1.5m程度の点検スペースのみであれば、床面積に算入しない。	県例規による(一部記載ないが(2)はJ C B Aの「集団規定の適用事例」P61による)
166	71	92	建築設備機器等の高さ及び階数の取扱い	なし	県例規に同じ

凡例: J C B A「防火避難規定」は2012年度版、「集団規定の適用事例」は2009年度版による。